

第二種特定鳥獣管理計画（第5期ニホンジカ管理）の策定について

1 計画策定の目的

科学的・計画的な個体数管理などの施策の実施により、自然環境への影響及び農林業被害の軽減を図りつつ、増えすぎたニホンジカを適正な生息密度に維持することを目的として、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第7条の2の規定に基づき、「長野県第二種特定鳥獣管理計画（第5期ニホンジカ管理）」（以下、「計画」という。）を定める。

2 計画の期間

令和3年（2021年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までの5年間

3 策定スケジュール

区分	R2.4	R2.5	.6	.7	.8	.9	.10	.11	.12	R3.1	.2	.3
環境審議会				● 諮問				● 中間報告				● 答申
検討委員会※ ¹								● 検討			● 検討	
ニホンジカ 専門部会※ ²				● 検討			● 検討				● 検討	
調査等								県民意見公募、関係機関協議				

※1 「特定鳥獣保護管理検討委員会」は、県が作成する特定鳥獣に関する保護及び管理に関する計画の検討並びに適切な実行、事後評価を行うために総合的な見地からの意見を聴することを目的に開催

※2 「ニホンジカ専門部会」は、特定鳥獣保護管理検討委員会において審議する事項について、専門的な見地から意見を聴することを目的に開催

4 対象地域

県下全域（8管理ユニットに区分して管理）（表1）

表1 管理ユニットの区域

管理ユニット	対象とする区域
関東山地	しなの鉄道、小海線、県境に囲まれた地域。
ハケ岳	中央本線（中央西線、中央東線）、篠ノ井線、犀川、千曲川、小海線、県境に囲まれた地域。
南アルプス	県境、天竜川、中央本線（中央東線）に囲まれた地域。 （ただし、阿南町・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村を含む）
越後・日光・三国	しなの鉄道、千曲川、県境に囲まれた地域。
長野北部	大糸線、姫川、高瀬川、犀川、千曲川、県境に囲まれた地域。
北アルプス北部	大糸線、姫川、高瀬川、犀川、梓川、県境に囲まれた地域。
北アルプス南部	篠ノ井線、中央本線（中央西線）、梓川、犀川、木曽川、県境に囲まれた地域。
中央アルプス	中央本線（中央西線）、木曽川、天竜川、県境に囲まれた地域。 （ただし、阿南町・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村を除く）



5 現計画（第4期計画）の概要と評価

（1）計画の目標及び管理事業

【管理目標】

- ① 農林業被害の軽減 ② 自然生態系への影響の軽減 ③ 個体数の削減・個体の排除による適正な生息密度への誘導

【管理事業】

- ア 個体数管理 イ 被害防除対策 ウ 生息環境管理 エ ジビエ振興等有効活用・個体処理

（2）管理事業

ア 個体数管理（計画案 P. 9～10）

現計画期間（平成 28～令和 2 年度）では、年間 4 万頭の目標に対し、令和元年度は約 2 万 7 千頭と目標の 6 割程度にとどまっており（P9. 図 6）、近年の捕獲圧の高まりに伴うシカの警戒心の高まりにより、シカの行動が変化し、シカが別荘地帯に入り込むなど、捕獲が困難になっていることが要因として考えられる。

平成 27 年度及び令和元年度の糞粒法調査による生息密度分布図を比較すると（P7. 図 4）、高密度地域は依然高密度の状況が続いており、これまで密度が低い地域であった北アルプス北部及び南部においても局所的に高密度地域が確認されるようになった。

また、関東山地及び八ヶ岳管理ユニットにおいては群馬県及び山梨県からのニホンジカの流入、季節移動が見られ、高密度地域がさらに拡大している状況となっており、隣接県と連携した広域的な捕獲対策を図っていく必要がある。

イ 被害防除対策（計画案 P. 11）

捕獲対策に加え侵入防止柵等の設置により、ニホンジカによる農林業被害額は直近で 10 年連続して減少しており（P11. 図 7）、被害減少に効果があったものと評価できる。しかしながら、令和元年（2019 年）度の被害額は 2 億 5 千万円となっており、依然被害が高水準で発生していることから、引き続き、捕獲や緩衝帯整備を組み合わせた総合的な被害防除対策に取り組む必要がある。

ウ 生息環境管理（計画案 P. 12）

ニホンジカの生息地において、耕作放棄地や緑化法面、牧草地等が餌供給地となり繁殖率が向上することが無いよう、防護柵の設置や緊張感ある棲み分けを図るための緩衝帯整備を行ってきた。しかしながら、依然として森林伐採後に適切な管理が行われていない場合や耕作放棄地の増加、牧場やスキー場の廃業等により、餌量が過剰な環境が放置されている地域がある。

特に、県が行っているライトセンサス調査においても多くのニホンジカが牧草地周辺で目撃がされており、牧草地等の栄養価の高い餌がニホンジカの個体数増加の一因と考えられることから、シカが集りやすい牧草地においては、捕獲を積極的に実施していく必要がある。

エ ジビエ振興等有効活用・個体処理（計画案 P. 13）

信州ジビエのブランド化を推進し消費拡大を図るため、平成 24 年に信州ジビエ研究会を設立し、信州ジビエ研究会とも協働しながら、商談活動等の展開や新たなジビエ製品・料理開発などに取組み、これまでの成果により、信州ジビエの認知度が向上し、ニホンジカのジビエへの利用頭数も着実に増加しつつある。本計画においても、引き続き、ジビエ振興施策に取り組むことで、信州ジビエの普及と消費拡大に努める。

6 第5期計画の策定の考え方

以下の点を第5期計画のポイントとして、ニホンジカ専門部会から意見・提案をいただきながら計画案の検討を進めている。

引き続き専門部会の意見、パブリックコメントによる意見を踏まえながら内容の整理を行い、最終案作成作業を進める。

(1) 推定生息数の推定方法の変更 (計画案 P. 5~6)

現計画(第4期計画)までは推定生息数は区画法又は糞粒法密度を用いて算出したが、第5期計画では統計解析手法(ハーベストベイズモデルによる推定※)を採用して推定生息頭数の算出を行うこととする。(現在算出作業中)

※近年最も合理的な手法として広く採用されている統計解析手法であり、捕獲数、糞粒密度、目撃効率等の複数のデータを統計処理して推定される。

(2) 個体数管理

① 管理ユニットごとの目標数値の設定 (計画案 P. 22~23)

第4期計画では、推定生息数が多い関東山地、八ヶ岳、南アルプスのみ目標数値は立てていたが、第5期計画ではすべての管理ユニットに目標捕獲数・目標個体数を設定し、捕獲の強化を図る。

② 重点捕獲区域(仮称)の設定 (計画案 P. 24~25)

生息密度が高い関東山地、八ヶ岳、南アルプスの3つの管理ユニットのうち、特に高密度の生息地を「重点捕獲区域(仮称)」として設定し、河川など地形に基づいたブロックにより捕獲目標数を定めて、効果的な捕獲を実施する。特に、この3つの管理ユニットの高標高地域には、ニホンジカに栄養価の高い餌を供給している牧草地や自然公園等狩猟者が入らない安全な環境を利用して高密度に生息している地域があることから、県で養成している高度捕獲技術者等の活用により捕獲を推進し、ユニット全体の生息密度の低減化を推進する。

③ 生息域の拡大抑制 (計画案 P. 26)

生息数が過密化した個体群地域から他地域への個体群の侵入を抑制するための対策として、主要な河川の渡り場所等の要所を見定めて、捕獲圧を高める等有効な対策を検討する。

(3) 成果指標とする項目の検討 (計画案 P. 16~32, P. 34~35)

第4期計画までの成果指標として「捕獲数」、「農林業被害額」を主な目標としてきたが、自然環境への負荷を考える場合、捕獲数よりも一定の箇所における生息密度の低下が重要であるという考え方もあることから生息密度を目標としてより重視すべき、という意見もある。

その他の成果指標として、現状の農業被害額は、市町村によって算出方法が異なることや農家からの自己申告に基づく場合が多く、定量的な算出方法となっていないことが指摘されていることから、定点調査等による定量的な目標設定のための検討を行なう。

また、令和元年度に県が実施した森林下層植生の衰退度調査結果(計画案 P. 8)、交通機関におけるシカ衝突事故の状況等についても、ニホンジカの成果指標として検討を行う。

(4) 錯誤捕獲の防止 (計画案 P. 28)

くくりわなによるツキノワグマやカモシカの錯誤捕獲が毎年多数発生しており、その予防措置に取り組む必要があることを位置付ける。

(5) ジビエの振興 (計画案 P. 32)

ジビエ振興は、持続可能な捕獲体制の仕組み作りや、地域の貴重な資源を有効に活用し、自然環境の保全、中山間地域の振興の上で重要であることから、「信州ジビエ」として需要と供給を拡大する取組を強化する。